

# 和歌山県新型インフルエンザ等 対策行動計画の概要

# 和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画概要

県行動計画に基づき、県、国、市町村、事業所等が連携・協力し、  
発生段階に応じた総合的な対策を推進

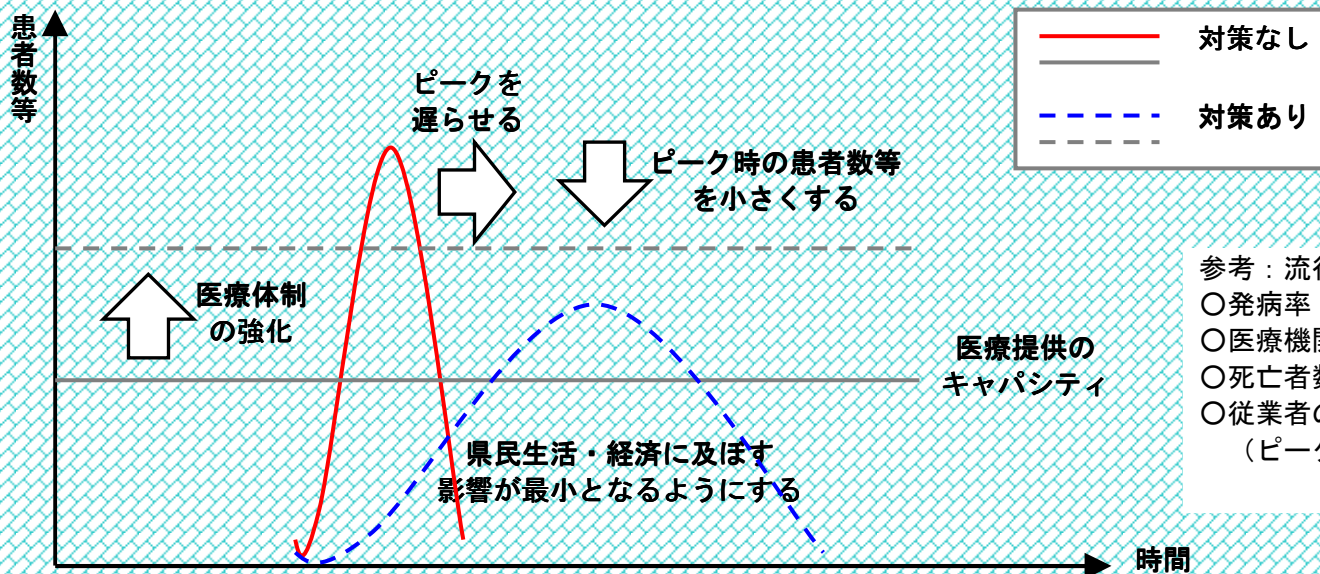
## 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。  
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。  
※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

## 対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

## 対策の効果 概念図



参考：流行規模・被害想定

- 発病率 全人口の約 25%
- 医療機関受診患者数約 11 万人～19 万人
- 死亡者数約 1,600 人
- 従業員の欠勤最大 40%程度  
(ピーク時の約 2 週間)

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の本県の医療体制等を一切考慮していない。

## 県行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画。
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載。

1. 新型インフルエンザ等に対する体制

2. まん延防止

3. 予防接種

4. 県民生活及び県民経済の安定の確保

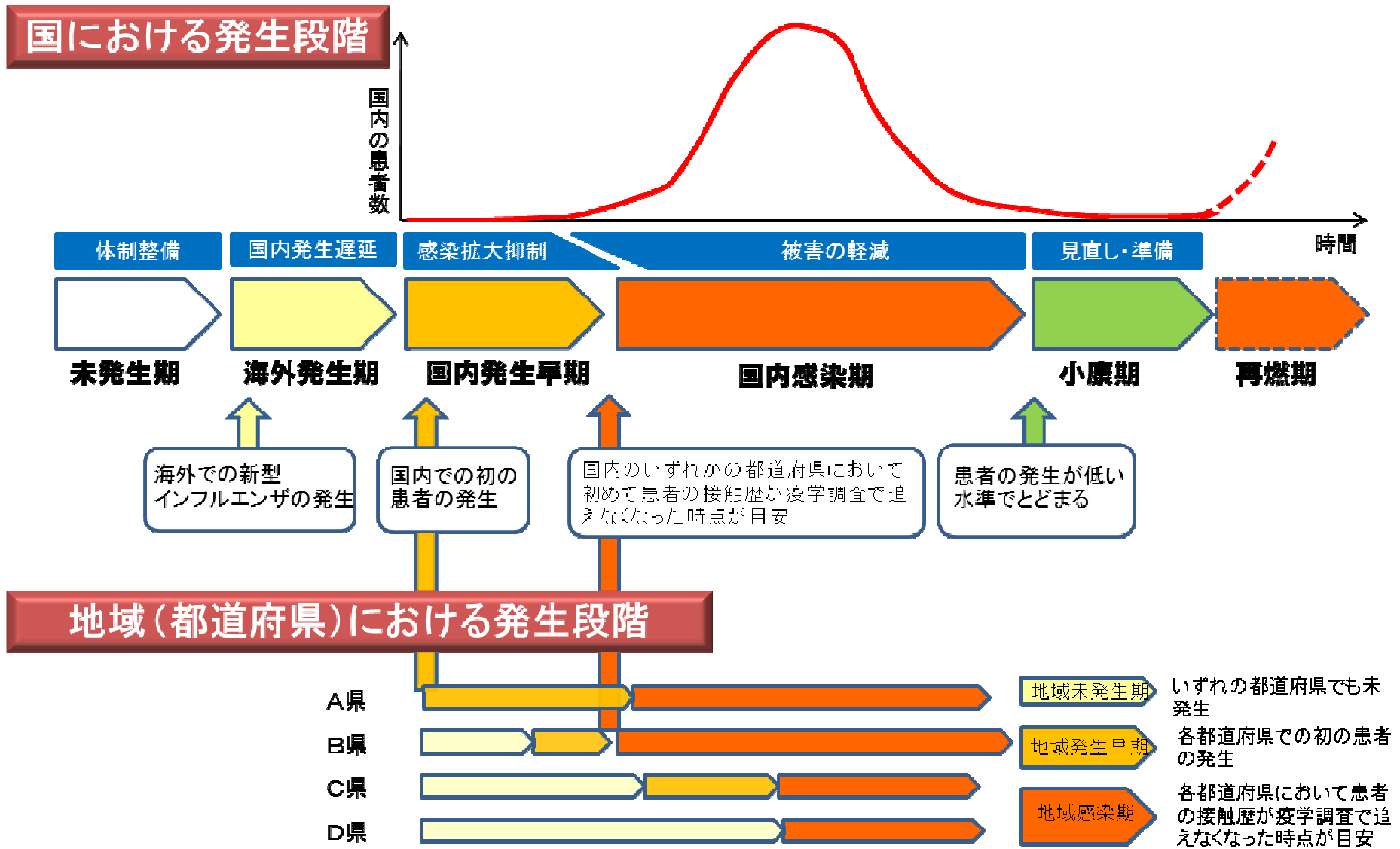
5. 留意事項

### ● 従来の行動計画との変更点

- 指定（地方）公共機関の役割等を新たに規定
- 登録事業者制度の新設
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を新たに規定
- 法定化された不要不急の外出の自粛の要請等について規定
- 法定化された施設の使用制限の要請等について規定
- 法定化された特定接種の対象となり得る業種等を新たに明記
- 住民接種の接種順位の基本的考え方を規定
- 一般事業所への生活関連物資等の価格安定等の要請を規定
- 事業所等への物資売渡の要請・収用を規定
- 基本的人権の尊重について記載を充実
- 行動計画の対象を新感染症に拡大
- 記録の保存・公表について新たに規定

(参考)

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



# 発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国（県）内発生早期	国（県）内感染期	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国（県）内発生をできる限り遅らせる</li> <li>・国（県）内発生に備えての体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施</li> <li>・感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更</li> <li>・必要なライフライン等の事業活動を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二波に備えた第一波の評価</li> <li>・医療体制、社会経済活動の回復</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部の設置（政府対策本部設置時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内発生の初期に県現地対策本部の設置</li> <li>★状況により政府が緊急事態宣言</li> <li>★市町村対策本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★状況により政府が緊急事態宣言</li> <li>★市町村対策本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の見直し</li> <li>・状況により県対策本部の廃止</li> </ul>
サーベイランス ・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国（県）内発生に備えたサーベイランス体制の強化</li> <li>・新型インフルエンザ等患者の全数把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等患者の全数把握</li> <li>・積極的疫学調査の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団発生の把握（患者の増加に伴い全数把握は中止）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引続き学校等における集団発生状況の把握</li> </ul>
情報提供 ・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外での発生状況情報提供</li> <li>・政府、市町村との情報共有の強化</li> <li>・県民への情報発信の強化</li> <li>・コールセンター等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府、市町村との情報共有の強化</li> <li>・県民への情報発信の強化</li> <li>・コールセンター等の充実・強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府、市町村との情報共有の強化</li> <li>・県民への情報発信の強化</li> <li>・コールセンター等の充実・強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供のあり方の見直し</li> <li>・コールセンター等の縮小</li> </ul>

	海外発生期	国（県）内発生早期	国（県）内感染期	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国（県）内発生をできる限り遅らせる</li> <li>・国（県）内発生に備えての体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施</li> <li>・感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更</li> <li>・必要なライフライン等の事業活動を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二波に備えた第一波の評価</li> <li>・医療体制、社会経済活動の回復</li> </ul>
まん延防止 予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水際対策の開始</li> <li>・在外県人支援</li> <li>・特定接種の準備・開始</li> <li>・住民接種の体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民接種の準備・開始</li> <li>・住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>★不要不急の外出の自粛要請</li> <li>★学校等の施設の使用制限要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民接種の継続</li> <li>・住民等に対する手洗い・咳エチケット等の勧奨</li> <li>★不要不急の外出の自粛要請</li> <li>★学校等の施設の使用制限要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二波に備えた住民に対する予防接種の継続</li> </ul>
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国（県）内発生に備えた医療体制整備</li> <li>・「帰国者・接触者外来」の設置</li> <li>・帰国者・接触者相談センターの設置</li> <li>・診断・治療に資する情報等の医療機関への提供</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「帰国者・接触者外来」における医療提供</li> <li>・必要に応じた一般医療機関における診療の開始</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファクシミリ等による処方箋送付</li> <li>・備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用</li> <li>・一般医療機関における診療の開始</li> <li>・在宅療養患者への支援</li> <li>★臨時の医療施設の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常医療体制への移行</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> </ul>
県民生活及び県民 経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定（地方）公共機関等の事業継続に向けた準備</li> <li>・職場における感染対策の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請</li> <li>★指定（地方）公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始</li> <li>★緊急物資の運送要請</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請</li> <li>★緊急物資の運送要請</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> <li>★物資の売渡しの要請</li> <li>★埋葬・火葬の特例措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請</li> </ul>

★は緊急事態宣言時の対策

# 緊急事態宣言時の国県市町村ごとの対策の概要

## 国（県）内発生早期

## 国（県）内感染期

## 小康期

国

- ★緊急事態宣言を行い、都道府県の単位を基に措置区域を指定する。
- ★国民に事業者のサービス低下の可能性を許容することを呼びかけ
- ★指定（地方）公共機関に緊急物資等の輸送を要請
- ★生活関連物資の価格安定の要請

- ★各事業者の従業員のり患状況等により必要な対策を検討
- ★国民に事業者のサービス低下の可能性を許容することを呼びかけ
- ★生活関連物資の価格安定の要請、措置の実施
- ★特定非常災害の被害者の権利利益の保全等の対策実施
- ★特別な金融対策

- ★必要に応じ、対策の縮小、中止
- ★各事業者へ縮小、中止していた業務の再開の周知

県

- ★住民等への外出自粛要請
- ★学校等施設の使用制限の要請、指示
- ★工業用水事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置
- ★指定（地方）公共機関に緊急物資等の輸送を要請
- ★生活関連物資の価格安定の要請
- ★混乱に乗じた犯罪の取締り

- ★住民等への外出自粛要請
- ★学校等施設の使用制限の要請、指示
- ★工業用水事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置
- ★対策に必要な物資の売渡しの要請、収用
- ★生活関連物資の価格安定の要請、措置の実施
- ★混乱に乗じた犯罪の取締り

- ★必要に応じ、対策の縮小、中止

市町村

- ★市町村対策本部を設置
- ★予防接種（住民接種）の実施
- ★水道事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置
- ★生活関連物資の価格安定の要請

- ★市町村対策本部を設置
- ★予防接種（住民接種）の実施
- ★水道事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置
- ★生活関連物資の価格安定の要請、措置の実施
- ★要援護者への生活支援等の対応
- ★可能な限りの火葬場の稼働
- ★遺体安置施設等の確保

- ★予防接種（住民接種）の実施
- ★必要に応じ、対策の縮小、中止